

1. 件名：「倒壊したJMTR二次冷却システムの冷却塔建材にアスベストが含有している件について」に関する面談
2. 日時：令和元年11月26日（火）14時00分～14時35分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議スペース
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設等監視部門
福吉主任監視指導官、松本主任監視指導官、赤澤主任監視指導官
梶田主任監視指導官、松沢主任原子力専門検査官、木村主任監視指導官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所環境技術開発センター 材料試験炉部次長 他2名

5. 要旨

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、「倒壊したJMTR二次系冷却塔の冷却塔建材にアスベストが含有している件について」に関する説明があり、以下について確認した。
 - ・アスベストを使用している箇所については以前から調査を行っており、当該施設の壁面スレートにアスベストを使用していることは、倒壊以前から認識していた。アスベストを含む建材はレベル3で、飛散の可能性は低いものである。
 - ・倒壊後、石綿作業主任者を選任し、解体作業を行う者にアスベストに対する特別教育を実施後、石綿作業主任者の指揮下で解体撤去作業を行っている。作業に当たっては念のため防塵マスクを着用している。
 - ・回収したアスベストを含む壁面スレートは他の瓦礫と区別して保管場所を定め、飛散防止の養生を行い1日1回養生の状態を確認している。
 - ・NHK報道にある数値（0.11本/ℓ）は、日本工業規格（JIS）に基づく方法により測定したもので、倒壊後周囲6カ所を計測して3カ所から極微量（基準値の100分の1程度）検出された。
- (2) 原子力規制庁から、以下質問を行い、原子力機構から早急に調査する旨の回答があった。
 - ・他にはどのような場所にアスベストが使われているか。
 - ・当該作業に従事した職員、作業員の数はどの程度か。
 - ・アスベストに係る基準とは具体的に何か。

6. その他

配付資料なし